

～～市外からの人材獲得に取り組む中小企業を支援します～～

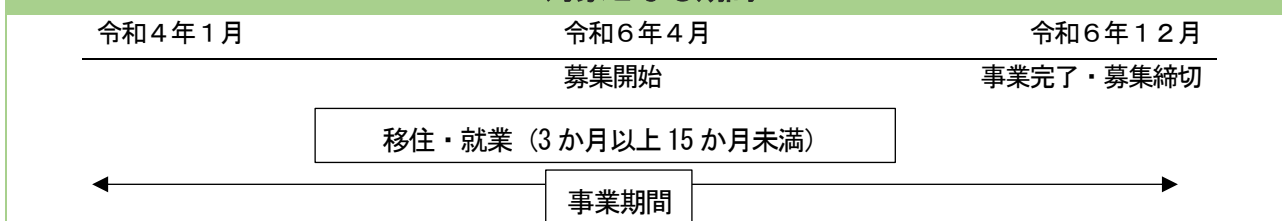
公募期間

令和6年12月27日（金）必着
※先着順、予算がなくなり次第終了となります。

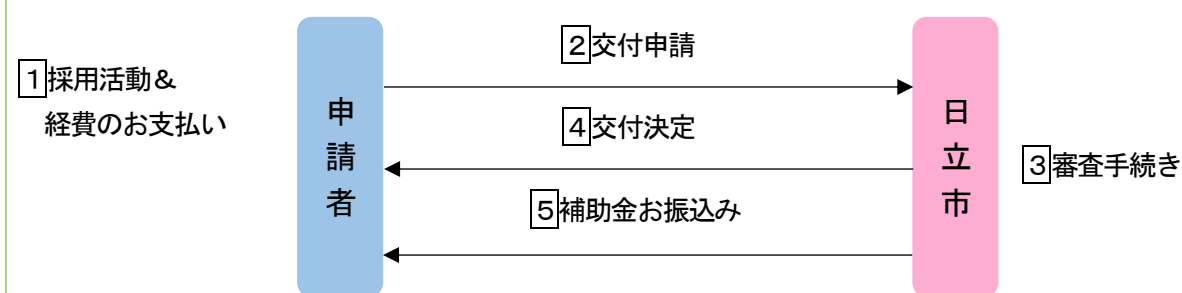
補助の概要

奨励金対象事業	日立市外からのUIJターン人材の雇用に係る事業
補助対象経費	就職サイト等掲載費、人材紹介手数料、説明会・面接会出席費、企業等が負担する住居手当・引越費用等
補助対象者	<p>■ 本市に事業所等を有する、中小企業基本法で定める中小企業者、各種組合等</p> <p>※ 本社又は本店の所在地が本市内である若しくは本市内に常時雇用する従業員が5名以上である事務所等を有する場合に限る。</p> <p>※ 市税に未納のある者、暴力団関係者及びみなし大企業は対象外</p> <p>※ みなし大企業の定義は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
補助要件	<p>■ 次に掲げる要件を満たす者と週20時間以上の無期雇用契約を締結していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用を通知した日の時点で市外に住民登録のあった者 ・ 雇用契約を締結した日から3か月以上15か月以内である者 ・ 本市に住民登録をした日から3か月以上15か月以内である者 ・ 補助事業者の代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている方の2親等以内の親族でない者 ・ 日本国籍を有する者
補助対象事業期間	令和4年1月1日から令和6年12月27日まで
補助率	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）
補助金限度額	1社あたり50万円まで

対象となる期間



補助事業の流れ



補助対象となる各種組合等

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生協同組合、有限責任事業組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工協同組合、森林組合等

申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業報告書（様式第2号）
- 対象要件が確認できる書類（採用通知書（写）、雇用契約書（写）、採用した者の住民票等）
- 補助事業に要した経費及び内容に係る証拠書類

※ この他の書類についてもご提出をお願いする場合があります。

申請に関する注意事項

- 1 国、県及び支援機関等が補助する他の制度（助成金、補助金、委託費等）の対象経費との重複はできません。
- 2 補助対象要件を確認するため、本事業の担当職員が申請者の市税の滞納状況を閲覧及び確認させていただきます。
- 3 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 4 補助事業の実績等を確認するため、事業完了後のフォローアップ調査等を依頼する場合があります。

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市 産業経済部 商工振興課 雇用労働対策室 担当：牛島、山崎
〒317-8601 日立市助川町1-1-1
電話：0294-22-3111（内線429）
IP：050-5528-5104

Eメール：koyo@city.hitachi.lg.jp

HP：https://www.city.hitachi.lg.jp/sangyo_business/shien_hojo_josei/1003000/1003006.html

